

災害等緊急配分金配分要領

(目的)

第1 社会福祉施設が天災その他の災害により緊急かつ、多額の経費を必要とする場合、その災害復旧に要する資金、並びにボランティア活動支援資金として、特に必要と認められる場合には、その経費の一部を特別配分する。ただし、愛知県共同募金会災害支援制度運営要綱の対象となる災害の場合を除く。

(対象とする活動及び経費等)

第2 特別配分は、本要領に定めるものを除き、原則として、愛知県共同募金会災害支援制度実施要領に準じて取り扱うものとする。

(被災を受けた社会福祉施設)

第3 被災を受けた社会福祉施設の災害復旧の場合は、次のとおりとする。

- 1 配分率は、原則としてその事業費の4分の3以内とし、配分額は、500万円以内とする。
- 2 被災を受けた日から30日以内に、「災害復旧にかかる配分申請書」を本会に提出する。
- 3 災害復旧にかかる配分は、急を要することから、あらかじめ会長の承認を得た上で、配分委員会委員長の専決事項として処理することとし、申請に基づき、実地調査を実施し、速やかに配分予定額を決定し、その旨を法人に通知する。
- 4 災害復旧の事業が完了後「災害復旧にかかる配分金交付申請書」を法人から受け、配分金を交付する。
- 5 この配分金対象の社会福祉施設は、本会の配分規程の定めるところによる。

(災害ボランティア活動の支援)

第4 ボランティア活動支援については、愛知県共同募金会災害支援制度実施要領に準じて取り扱うものとする。

なお、配分先は次のとおりとし、配分額はそれぞれの団体又は施設が、活動に要した経費総額の2分の1を上限とする。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 ボランティア活動拠点事務所 | 100万円以内 |
| 2 ボランティア活動団体 | 50万円以内 |

(配分金の財源)

第5 災害等緊急配分金の財源は、「緊急配分金積立資産」、及び「災害ボランティア支援資金積立資産」の範囲内で行うものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。